

## 久御山町議会議員政治倫理要領

### (目的)

第1条 この要領は、久御山町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の責務と規範を正しく認識するとともに、自己の資質の向上に努め、もって公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

### (議員の責務)

第2条 選挙で選ばれた住民の代表として、住民の信託に応え、議員の使命と責務を果たすため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の本旨に従い、公正な議会運営と適正な町政をおこなうとともに、住民福祉を旨とし、地域の実情を的確に把握し、住民の声を町政に反映させるなど、議員の職務を全うしなければならない。

2 議員は、次条の政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑がもたれた場合は、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

### (政治倫理基準)

第3条 議員は、次の各号に掲げる基準を遵守するものとする。

- (1) 町民から信託を受けた議員は、議会の信用及び名誉を傷つけることのないよう、常に自己の資質の向上に努めること。
- (2) 政治不信を招く公私混同を断ち、清廉を保持すること。
- (3) 自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、住民の疑惑を招くような行為はしないこと。
- (4) 議員の発言及び情報発信をおこなうときは、公人としての自覚と責任を持ち、公平性及び品位を保ち、事実に基づくこと。

### (審査請求の手続き)

第4条 議員は、前条各号に掲げる基準に反する疑いがあると認められるときは、議員3人以上の連署をもって、その違反を疑うに足る事実を証する資料を添えて、久御山町議会議長（以下「議長」という。）に対し、その違反の事実について、審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から、1年を経過したときまでとする。ただし、正当な理由があると議長が認めた場合はこの限りではない。

### (審査会の設置及び運営)

第5条 議長は、前条の審査請求が適当であると認めるときは、議会運営委員会の意見を聴き、速やかに「久御山町議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）」を設置する。

2 審査会は、議長を除く会派代表者会議の構成議員を委員として組織する。ただし、委員が5人未満の場合は、議長が議員のうちから5人以上となるよう委員を指名するものとする。

- 3 審査請求事案に係る議員は審査会の委員にはなれない。この場合において、議長の指名により当該議員と同一会派の別の議員を委員に充てるものとする。
- 4 審査会の委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失った委員は、その任期を終了するものとする。
- 5 審査会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。ただし、審査請求をした議員は、正副委員長になることはできない。

(審査会が行う審査)

第6条 審査会は、審査請求の適否及び第3条に定める基準に違反する行為の存否について審査する。

- 2 審査会は、前項の規定による審査を行うため、審査請求の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）及び関係者に対し、必要な調査を行わなければならない。
- 3 審査会は、第1項の規定による審査のため、必要があると認めるときは、対象議員に資料提出及び説明を求めることができる。
- 4 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 審査会の会議は、原則非公開とする。
- 6 審査会が行う審査は、速やかに行わなければならない。

(対象議員の協力義務)

第7条 対象議員は、審査会から前条第3項の規定により、資料提出又は説明を求められたときは、これに協力しなければならない。

(審査会の審査結果)

第8条 審査会は、審査請求を受けた日から速やかに審査を終了させ、審査が終了したときは、書面でもって議長に報告をしなければならない。

- 2 議長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に係る書面の写しを、審査を請求した議員及び対象議員に送付するとともに、速やかに審査結果の概要を公表するものとする。
- 3 対象議員は、前項の規定により通知を受けた報告書の内容に不服がある場合は、議長に対し、文書で弁明の申し立てをすることができる。
- 4 議長は、前項の申し立てがあった場合、必要な措置を行う。

(対象議員及び議会の措置)

第9条 対象議員は、第3条の政治倫理基準に違反している旨の審査会審査結果について、議長から通知があった時は、自らの責任を明確にしなければならない。

- 2 議長は、前項に規定する事実があった場合は、対象議員に対し、この要領の規定を遵守し、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

ただし、当該事案が法又はその他関係法令の規定に基づき措置を講じる必要

がある場合は、この限りでない。

- (1) 文書による警告
- (2) 公開の議場における陳謝
- (3) 議会における役職の辞職を勧告
- (4) 議員の辞職勧告
- (5) その他政治倫理確立のため必要と認める措置

3 議長は、前項の措置を講じたときは、その内容を第4条第1項に規定する審査請求をおこなった議員に通知するとともに、本会議で報告する。

(関係機関への協力要請)

第10条 議長は、この要領の適正かつ適切な運用を図るため、町長及び関係機関に対し、必要な協力を要請することができる。

附 則

この要領は、平成22年12月19日決議において施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月17日に施行する。